

## 熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱

制定 令和2年3月23日 市長決裁

改正 令和2年4月6日 都市建設局長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市中心市街地の防災力向上とにぎわい促進を図るため、老朽建築物の建て替え等に対し熊本市中心市街地建て替え促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱に基づく補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 第4条に規定する補助事業を行う建物所有者、土地所有者及び借地人で、別表第3に掲げる者のことをいう。
- (2) 既存建物 事業地内に存する建物のことをいう。
- (3) 解体 既存建物の解体工事（解体に必要な家具の移動、仮設物の設置及び機械の搬入といった準備工事等は含まない）のことをいう。
- (4) 統合 事業地内で行われる土地の所有権移転のことをいう。
- (5) 新築建物 事業地内で新たに建築する建物のことをいう。
- (6) 低未利用地 平面駐車場、資材置き場、空き地、その他これらに類する利用の程度が低い土地のことをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 令和12年3月31日までに第7条に規定する指定を受けていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者であること。

### (補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う別表第1に掲げる要件を満たす既存建物から新築建物への建て替え又は低未利用地における新築建物の建築を行う事業で、この要綱の施行日以後に着手する事業とする。

### (補助金の種類等)

第5条 補助金の種類及び額は、別表第3に定めるところによる。

### (指定の申請)

第6条 補助事業の指定の申請を行おうとする者は、指定申請書(様式第1号)及び事業概要書(様式第2号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

2 前項の申請は、別表第3に掲げる補助金の種類のうち指定を受けようとする全ての補助金について一括して行うこととする。

3 第1項に掲げる書類の提出期限は、原則として、事業に着手する30日前までとする。

### (指定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、第1条の趣旨に合致し、かつ、第4条に規定する要件に該当すると認めるときは、補助金の交付の指定を行うものとする。

2 市長は、申請が到達してから原則30日以内に、その指定の結果を、補助対象事業指定通知書(様式第3号)又は補助対象事業不指定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

### (着手の届出)

第8条 前条の規定に基づく補助事業の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、事業着手の原則7日前までに事業着手届(様式第11号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

2 解体については、市長は、事業着手届に記載された着手予定日に現地確認を行うものとし、確認日を解体の着手日として認めるものとする。ただし、工事請負契約書及び写真等により解体の着手日を確認できる場合は、当該着手日を解体の着手日として認めるものとする。

### (変更の申請)

第9条 指定事業者は、次の各号に掲げる場合には、指定内容変更申請書(様式第5号)に必要な書類を添えて、遅滞なく市長に提出しなければならないこととする。

(1) 第6条の規定に基づき提出した補助事業指定の申請者に変更が生じた場合

(2) 第6条の規定に基づき提出した事業概要の新築建物の構造・用途・規模等及び別表第1に掲げる要件に関する事項に変更が生じた場合

(3) その他市長が必要と認める場合

### (変更の承認)

第10条 市長は、前条の規定による変更の申請があった場合で、申請の内容が適当と認めるときは、申請が到達してから原則30日以内に、申請者に対し指定内容変更承認通知書(様式第6号)により通知するものとする。

### (廃休止の届出)

第 1 1 条 補助金の交付の指定の申請をしている者及び指定事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、事業廃休止届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならないこととする。

### (地位の承継)

第 1 2 条 譲渡、合併その他の理由により指定事業者の事業を承継したものは、当該事業が継続される場合に限り、この要綱に規定する権利義務を承継する。

2 前項の地位の承継を受けようとする者は、指定承継申請書（様式第 8 号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならないこととする。

### (指定の承継の承認)

第 1 3 条 市長は、前条の規定による申請があった場合で、申請の内容が適当と認めるときは、申請が到達してから原則 30 日以内に、申請者に対し指定承継承認通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

### (指定の取り消し等)

第 1 4 条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定取消通知書（様式第 10 号）により、その指定を取り消し、又は補助金の交付を取り消し、若しくは補助金を減額し、若しくはその全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金の交付の指定の要件又は交付決定の要件を欠くに至ったとき
- (2) 補助金の交付の指定又は交付の決定に付した条件に違反したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき
- (4) 偽り、その他不正な手段により補助金の交付の指定又は交付の決定を受けたとき
- (5) 補助事業の指定日から起算して、1 年以内に既存建物の解体工事に着手しないとき、又は、3 年以内に新築建物の建築工事が完了しないとき（ただし、解体に要した期間は含まないこととする）
- (6) 市税を滞納したとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき。

### (完了の届出)

第 1 5 条 指定事業者は、事業完了後 7 日以内に、事業完了届（様式第 12 号）を市長に提出しなければならないこととする。

2 市長は、解体に係る事業完了届を受理した場合には、速やかに現地確認を行い、解体の完了を確認したときは、事業完了届に記載の日付をもって完了日として認めるものとする。

### (補助金の交付の申込み)

第 1 6 条 補助金の交付の申込みをしようとする者は、補助金交付申請書（様式第 13 号）

- 及び完了実績報告書(様式第 14 号)に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申込みは、補助金の種類に応じ、原則として、別表第 3 に掲げる交付申請期限までに行うこととする。

#### (補助金の交付決定)

- 第 17 条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申込みがあった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第 15 号)により当該申込者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行うにあたっては、必要に応じて条件を付することができる。
- 3 補助金の交付の決定は、交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申請書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定をする。
- 4 市長は、前項により交付の決定を受けられなかった申請について、予算枠が確保され次第速やかに交付決定をするものとする。
- 5 第 1 項により補助金の交付の決定があったときは、補助金の交付を受けようとする者は、速やかに請求書(様式第 16 号)を市長に提出するものとする。

#### (報告又は調査)

- 第 18 条 市長は、補助金の交付に関し必要があるときは、補助金の交付の指定を受けようとする者及び指定事業者に対し、報告若しくは必要な書類の提出を求め、又は実地に調査することができる。
- 2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、事業者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

#### (書類の整備)

- 第 19 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年これを保存しなければならないこととする。

#### (賠償責任)

- 第 20 条 熊本市は、補助事業に関して補助対象者及びその関係者に生じた損害については、賠償の責を負わない。

#### (雑則)

- 第 21 条 補助金の交付は予算の範囲内で行うこととする。
- 2 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

## 附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則（令和2年4月6日 都市建設局長決裁）

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

別表第1（第4条関係）

基本要件

項目	内容
位置	熊本市中心市街地活性化基本計画（熊本地区）に定める中心市街地の区域内であること
用途	新築建物の延床面積の過半が商業施設、事務所又はホテル等（建築基準法施行規則（別記様式）に規定するもののうち別表第2に定める用途）であること ※但し、新築建物内に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条に規定する風俗営業並びにこれらに類するものを含まないこととする
敷地規模	新築建物の敷地面積が200㎡以上であること ※但し、昭和56年6月1日施行の改正以前の建築基準法（昭和25年法律第201号）の基準により建てられた既存建物の建て替えを行う場合は、敷地面積100㎡以上のものも対象とする。
建物規模	新築建物が地上3階建て以上の耐火建築物であること
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築建物の出入口等は、高齢者・障がい者等の利便性及び安全性に配慮<sup>※</sup>した構造とすること。 ※建築物移動等円滑化基準等を参酌して個別に判断する。</li> <li>○ 新築建物の外観等は、地域の景観に配慮<sup>※</sup>すること。 ※地域ごとに定める景観を形成・保全するための計画等を参酌して個別に判断する。</li> <li>○ 電気設備等の浸水対策<sup>※</sup>をとること。 ※建築物における電気設備の浸水対策に関するガイドライン等を参酌して個別に判断する。</li> <li>○ 駐車場<sup>※1</sup>は敷地外の立体駐車場<sup>※2</sup>に隔地するよう努めること。但し、新築建物と立体駐車場が離れている<sup>※3</sup>など、隔地が困難な場合はこの限りではない。 ※1 障がい者等用駐車場、荷捌き駐車場、自動二輪車駐車場を除く。 ※2 駐車場配置適正化区域等の設定後は原則「敷地外の立体駐車場」を「市が指定する集約駐車場」に代える。 ※3 熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和45年7月6日条例第32号）を参酌して個別に判断する。</li> </ul>

拡充要件

	内容
スポンジ化対策	平成27年3月31日以前から低未利用地であった土地において、新築建物を建築するもの
防災機能強化	<p>以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 所有者の異なる2以上の敷地を統合して、又は、所有者の異なる2以上の敷地において、1の構えを成す新築建物を建築するもの。</li> <li>○ 次式で求める敷地の拡大率が10%以上であること（ただし、敷地の不整形の解消に寄与するものはこの限りではない。）  <math display="block">\frac{\text{（新築建物の敷地面積} - \text{統合等前の最大の敷地面積）}}{\text{（統合・共同化前の最大の敷地面積）}} \times 100</math> </li> <li>○ 新築建物の建築面積が200㎡以上、かつ、建蔽率が50%以上であること</li> </ul>

別表第2（第4条関係）

記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分
08230	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）
08370	ホーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はパッティング練習場
08400	ホテル又は旅館
08438	日用品の販売を主たる目的とする店舗
08440	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）
08450	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）
08456	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗</li> <li>② 洋服店、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）</li> <li>③ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）</li> <li>④ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</li> </ul>
08460	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前項に掲げるものを除く。）
08470	事務所
08530	劇場、映画館又は演芸場
08540	観覧場
08550	公会堂又は集会場
08560	展示場
08650	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗</li> <li>② 田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店</li> <li>③ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。）で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。）</li> </ul>

別表第3（第5条関係）

種類	補助対象経費	事業者	交付額の算定方法等		上限額	交付申請期限
建築	新築建物の建築に要した費用	新築建物の所有者	通常	$(\text{新築建物にかかる固定資産税額}) \div 2$ $\times 5$ か年分を課税年度毎に交付（千円未満切り捨て）	1,000万円	新築建物にかかる固定資産税を完納した当該年度の末日まで
			拡充 スポンジ化対策	$(\text{新築建物にかかる固定資産税額})$ $\times 5$ か年分を課税年度毎に交付（千円未満切り捨て）	2,000万円	
			拡充 防災機能強化	$(\text{新築建物にかかる固定資産税額})$ $\times$ 次式で求める年数分（最大10か年分）を課税年度毎に交付（千円未満切り捨て）  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <math>10 \text{年} \times (\text{①} + \text{②}) \%</math>                      （小数点第2位以下を切り捨てた年数）                      ①：<math>(\text{新築建物の敷地面積} - \text{統合等前の最大の敷地面積}) \div (\text{統合・共同化前の最大の敷地面積}) \times 100</math>                      ②：<math>(\text{新築建物の敷地面積} \div 1,000) \times 100</math> </div>	1億円	
解体	既存建物の解体に要した費用	既存建物の所有者	—	$(\text{既存建物敷地の土地にかかる固定資産税額}) \div 12$ $\times$ 次式で求める月数分（着手日から起算して最長1か年分）を交付（千円未満切り捨て）  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <math>\text{解体日数} \div 30</math>                      （小数点第2位以下を切り捨てた月数）                 </div>	—	解体の完了日から起算して1年以内
統合	土地の譲渡に要した費用	統合により土地を譲渡した者	—	当該土地の譲渡にかかる、 $(\text{所得税額}) + (\text{住民税額}) + (\text{仲介手数料}) + (\text{測量費用})$ を交付（千円未満切り捨て）	100万円	譲渡にかかる住民税を完納した当該年度の末日まで

※原則、熊本市の他の補助金について、本補助金と交付の目的を同じくするものとの併用はできない。

※建築については、交付額が新築建物にかかる当該年度の固定資産税納税額を上回る場合は、当該年度の固定資産税納税額を当該年度の交付限度額とし、差額については後年度に交付するものとする。（詳細は別紙「交付額算定方法等のイメージ」を参照）

※建築（防災機能強化）において、低未利用地を含む場合は、低未利用地にかかる部分のみスポンジ化対策の補助額拡充分を適用し、上限額を1億2千万円とする。（詳細は別紙「交付額算定方法等のイメージ」を参照）

※解体については、既存建物の存する敷地において新築建物を建築する場合のみ対象とする。

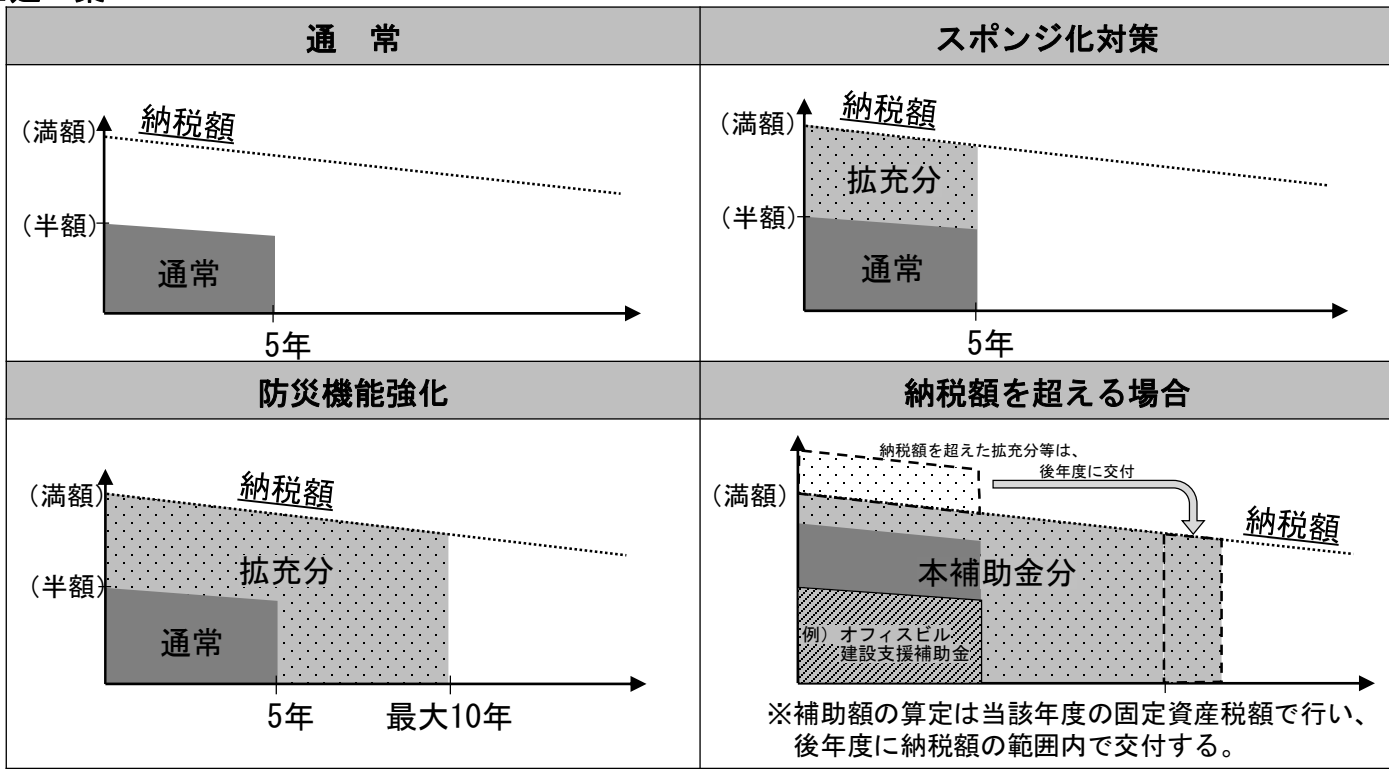
※解体において、既存建物の所有者が借地人である場合は、「既存建物敷地の土地にかかる固定資産税額」を「借地代を6で除した金額」とする。（ただし、土地所有者の同意を得て土地の納税通知書及び領収書の写しを提出する場合を除く）

※統合については、建築（防災機能強化）を実施する場合、かつ、新築建物の工事着手までに土地を譲渡した場合のみ対象とする。



交付額算定方法等のイメージ

■ 建築



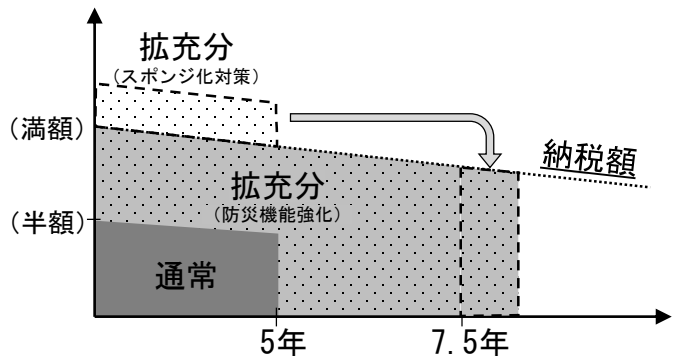
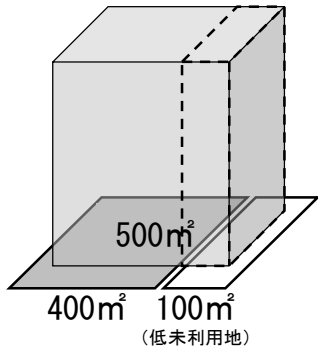
具体例：防災機能強化とスポンジ化対策を併用した場合

(400㎡の敷地に100㎡の低未利用地を統合・共同化して500㎡の敷地に建築)

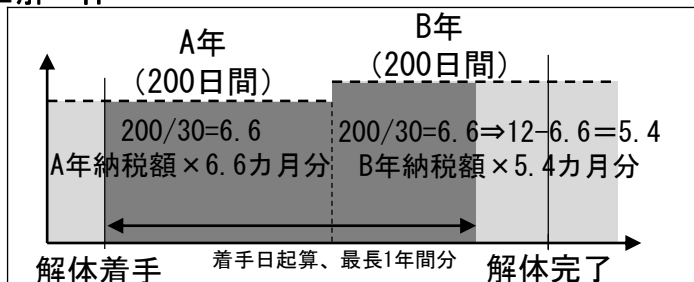
	算定式等	補助額
防災機能強化	10年 × 75% = 7.5年分 25% (100/400) + 50% (500/1,000)	建物の固定資産税 (満額) × 7.5年分
スポンジ化対策	100/500 = 20% 低未利用地にかかる部分※1のみを考慮	建物の固定資産税 (半額※2) × 20% × 5年分

※1: 下図の [ ] 部分

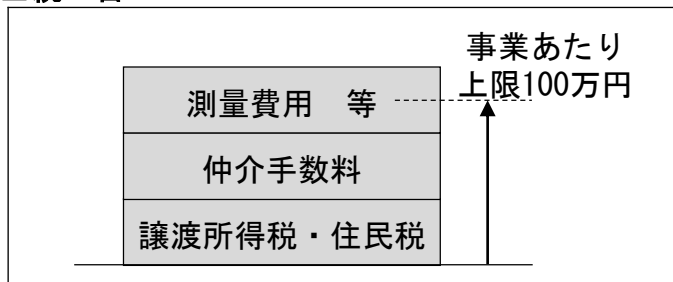
※2: 拡充分のみのため半額となる



■ 解体



■ 統合



熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱の様式

様式	名称
様式第1号	指定申請書
様式第2号	事業概要書
様式第3号	補助対象事業指定通知書
様式第4号	補助対象事業不指定通知書
様式第5号	指定内容変更申請書
様式第6号	指定内容変更承認通知書
様式第7号	事業廃休止届
様式第8号	指定承継申請書
様式第9号	指定承継承認通知書
様式第10号	指定取消通知書
様式第11号	事業着手届
様式第12号	事業完了届
様式第13号	補助金交付申請書
様式第14号	完了実績報告書
様式第15号	補助金交付決定通知書
様式第16号	請求書
様式第17号	補助対象事業指定申請に係る同意書
様式第18号	暴力団の排除に関する誓約書兼同意書

指定申請書

熊本市長

申請者（建築）  
住 所  
事業者名  
代表者職氏名 印

申請者（解体）  
住 所  
事業者名  
代表者職氏名 印

申請者（統合）  
住 所  
事業者名  
代表者職氏名 印

熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

補助金の種類	<input type="checkbox"/> 建築（通常・スポンジ化対策・防災機能強化） <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 統合
工事場所	
添付書類	1. 法人登記事項証明書（法人の場合） 2. 戸籍抄本（個人の場合） 3. 印鑑証明書（申請日前 30 日以内のもの） 4. 市税滞納していないことを証する書類（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。） 5. 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書 [様式第 18 号] 6. 土地の登記事項証明書及び公図 7. 事業概要書 [様式第 2 号] 8. 工程表（自由様式） 9. 新築建物の図面（自由様式。基本構想段階の建物の用途構成、面積が判断できるもの。） 10. 現況写真 11. その他市長が必要と認める書類

※添付書類について、その他の申請に際して原本を提出する場合は写しでもよいこととする。

様式第 2 号（要綱第 6 条関係）

事業概要書（建築）

事業者等の概要

1 住所	
2 連絡先	電話： FAX： Eメール
3 会社名（法人のみ）	
4 代表者職氏名	
5 業種（個人は職業）	

※新築建物を複数名で所有することを予定している場合は代表者を記載し、協力者の情報は同意書（様式第 17 号）で提出

対象事業の概要（新築建物の概要）

1 新築建物の名称	(仮称)			
2 規模等	敷地 <sup>※</sup> 面積	m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造・軽量鉄骨造・ その他 ( )
	延床面積	m <sup>2</sup>		耐火構造・ その他 ( )
				地下 階 地上 階建
3 用途及び専有面積 (複合施設の場合は 全て記載)	用途		専有面積	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
			m <sup>2</sup>	
		延床面積に占める、商業施設、事務所又はホテル等の割合		%
4 工事予定期間	着工	令和 年 月 日	竣工	令和 年 月 日

※敷地面積が 200 m<sup>2</sup>未満の場合は、既存建物の検査済証を添付（紛失の場合は記載事項証明書）。

対象事業の概要（新築建物の概要）

5 高齢者・障害者等の 利便性等への配慮	出入口	幅 m、スロープ設置等、その他（ ）
	設備	多機能トイレ、エレベーター、 その他（ ）
6 外観等の 地域の景観への配慮	計画等名	
	内容	
7 電気設備等の 浸水対策	配置	地上 m、浸水の恐れ[なし / あり（浸水防止が必要）]
	浸水防止	止水版、水密扉、電動ポンプ、 その他（ ）
8 駐車場の敷地外の 立体駐車場への隔地	台数等	台/整備しない
		隔地する立体駐車場（ ）

※浸水対策については、熊本市洪水ハザードマップにより浸水想定高さを確認すること。

拡充要件との適合【スポンジ化対策】

敷地の住所	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
現在の用途	

※平成 27 年 3 月 31 日以前から低未利用地であったことを証明する書類（建物滅失登記事項証明書等）を添付すること。

拡充要件との適合【防災機能強化】

新築建物の敷地面積 【A】	m <sup>2</sup>
統合・共同化前の最大の敷地面積 【B】	m <sup>2</sup>
その他の敷地面積 【A-B】	m <sup>2</sup>
拡大率 【(A-B) / B】	%
新築建物の建築面積 【C】	m <sup>2</sup>
新築建物の建蔽率 【C/A】	%

※統合する前の最大敷地面積とその他の敷地面積がわかるよう、図面と公図を着色等すること。

（参考） 交付想定額等 ※申請者記入不要

合計	、	、	、	円
建築	、	、	、	円（ 年 間）
解体	、	、	、	円（ カ月間）
統合	、	、	、	円

## 事業概要書（解体）

### 事業者等の概要

1 住所	
2 連絡先	電話： <span style="float: right;">FAX：</span> Eメール
3 会社名（法人のみ）	
4 代表者職氏名	
5 業種（個人は職業）	

※既存建物を複数名で所有している場合は、代表者を記載し、協力者の情報は同意書（様式第 17 号）で提出

### 対象事業の概要（既存建物の概要）

1 既存建物の名称				
2 建築年次	昭和・平成      年      月      日			
3 解体工事期間	着手日	令和    年    月    日	完了日	令和    年    月    日
4 敷地面積				
5 土地の固定資産税額 又は借地代	,      ,      ,      円			

※既存建物の登記事項証明書を添付すること。

※既存建物の敷地にかかる土地の固定資産税の納税通知書の写し、又は土地賃貸借契約書を添付すること。



**補助対象事業指定通知書**

様

熊本市長

令和 年(20●●年) 月 日付けで申請のあった熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第6条の規定による指定申請について、同要綱第7条の規定により下記のとおり指定することに決定しましたので通知します。

記

指 定 番 号	第 号
新築建物の名称	
工 事 場 所	
指 定 事 項	<p>1. 該当補助金  <input type="checkbox"/>建築（通常・スポンジ化対策・防災機能強化）、<input type="checkbox"/>解体、<input type="checkbox"/>統合</p> <p>2. 根拠要綱等 熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱</p> <p>3. 新築建物の用途  <input type="checkbox"/>商業施設、<input type="checkbox"/>事務所、<input type="checkbox"/>ホテル</p>
指定に際しての条件	<p>以下のいずれかに該当すると認められる場合は、この指定を取り消し、補助金の交付を行わない。又は既に交付した補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることがある。</p> <p>1. 補助金の交付の指定の要件又は交付の要件を欠くに至ったとき</p> <p>2. 補助金の交付の指定又は交付の決定に付した条件に違反したとき</p> <p>3. この要綱の規定に違反したとき</p> <p>4. 偽り、その他不正な手段により補助金の交付の指定又は交付の決定を受けたとき</p> <p>5. 補助事業の指定日から起算して、1年以内に既存建物の解体工事に着手しないとき、又は、3年以内に新築建物の建築工事が完了しないとき（ただし、解体に要した期間は含まないこととする）</p> <p>6. 市税を滞納したとき</p> <p>7. 前各号に掲げるもののほか、市長の指示に従わないとき。</p>



補助対象事業不指定通知書

様

熊本市長

令和 年(20●●年) 月 日付けで申請のありました事業について、熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 事業の指定 指定しない

2 不指定理由

指定内容変更申請書

熊本市長

申請者（各事業の代表者）

住 所

事業者名

代表者職氏名

印

指定番号 第 号

次のとおり、指定申請書及び添付書類に記載された内容の変更を行いたいので、熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 変更の内容

2. 変更の理由

3. 添付書類

(1) 熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付対象事業指定申請書（様式第 1 号）の添付書類のうち変更に係る書類

(2) その他必要な書類

以上

指定内容変更承認通知書

様

熊本市長

令和 年(20●●年) 月 日付けで申請のありました事業の（変更・廃止・休止）について、下記のとおり承認しますので、熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第10条の規定により、通知します。

指定番号	第 号
承認内容	1. 下記のとおり対象事業の内容を変更すること  2. 事業を（廃止・休止）すること

事業廃休止届

熊本市長

申請者（各事業の代表者）

住 所

事業者名

代表者職氏名

印

指定番号 第 号

指定を受けた事業を（廃止・休止）しますので、熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 新築建物の名称	
2. 工事場所	
3. 廃休止年月日（予定）	
4. 廃休止の理由	

指定承継申請書

熊本市長

申請者（各事業の代表者）  
住 所  
事業者名  
代表者職氏名 印  
指定番号 第 号

令和 年 月 日付け 発第 号により指定を受けた事業に係る指定事業者の地位を熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第 12 条の規定により承継したいので、下記のとおり申請します。

記

新築建物の名称	
工事場所	
補助金の種類	<input type="checkbox"/> 建築（通常・スポンジ化対策・防災機能強化） <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 統合
指定事業者	
承継者	
承継年月日	令和 年 月 日
承継の理由	
添付書類	1. 法人登記事項証明書（法人の場合） 2. 戸籍抄本（個人の場合） 3. 印鑑証明書（申請日前 30 日以内のもの） 4. 市税滞納していないことを証する書類（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。） 5. 暴力団の排除に関する誓約書兼同意書 [様式第 18 号] 6. 土地の登記事項証明書及び公図 7. 事業概要書 [様式第 2 号] 8. 工程表（自由様式） 9. 新築建物の図面（自由様式。基本構想段階の建物の用途構成、面積が判断できるもの。） 10. その他市長が必要と認める書類

※添付書類について、その他の申請に際して原本を提出する場合は写しでもよいこととする。

指定承継承認通知書

様

熊本市長

令和 年(20●●年) 月 日付けで申請のあった、熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第12条による指定の承継申請については、下記のとおり承認することに決定しましたので、同要綱第13条の規定により通知します。

記

新築建物の名称	
工事場所	
補助金の種類	<input type="checkbox"/> 建築（通常・スポンジ化対策・防災機能強化） <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 統合
指定事業者	
承継者	
承継年月日	令和 年 月 日

指定取消通知書

様

熊本市長

令和 年(20●●年) 月 日付け 発第 号で通知した次の事業については、下記のとおり補助金の交付の指定を取り消したので、熊本市中心市街地建て替え促進補助金交付要綱第 14 条の規定に基づき通知します。

記

指定番号	第 号
新築建物の名称	
工事場所	
指定事業者	
取消しの理由	

事業着手届

熊本市長

申請者（各事業の代表者）

住 所

事業者名

代表者職氏名

印

指定番号 第 号

交付対象事業（建築・解体・統合）について着手するので、下記のとおり届け出ます。

記

期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
着手予定日	令和 年 月 日
現地確認日 ※申請者記入不要	令和 年 月 日

※建築の場合は、新築建物の建築確認済書の写しを添付。



事業完了届

熊本市長

申請者（各事業の代表者）

住 所

事業者名

代表者職氏名

印

指定番号 第 号

交付対象事業（建築・解体・統合）について完了したので、下記のとおり届け出ます。

記

期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日
事業完了日	令和 年 月 日
現地確認日 ※申請者記入不要	令和 年 月 日

※建築又は解体の場合は、完成写真を添付すること。

## 補助金交付申請書

熊本市長

申請者（各事業の代表者）

住所

事業者名

代表者職氏名

印

指定番号 第 号

熊本市中心市街地建て替え促進補助金要綱第 16 条の規定に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

補助金の種類	<input type="checkbox"/> 建築（通常・スポンジ化対策・防災機能強化） <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 統合
交付申請額	金 , , , 円也

## 添付書類

共通	市税滞納していないことを証する書類（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）
建築	1. 新築建物の固定資産税の納税通知書及び領収書の写し （以下、初回の交付申請時のみ添付すること） 2. 工事請負契約書の写し 3. 新築建物の登記事項証明書 4. 新築建物の検査済証の写し 5. 完了実績報告書（様式第 14 号） 6. 新築建物の図面 7. 土地の登記事項証明書及び公図（防災機能強化の場合のみ）
解体	1. 土地の固定資産税の納税通知書及び領収書の写し又は土地賃貸借契約書の写し（解体工事期間中のもの） 2. 工事請負契約書の写し 3. 新築建物の建築確認済書の写し
統合	1. 土地の登記事項証明書 2. 譲渡にかかる所得税及び住民税の納税を証する書類（確定申告書の写し、所得税の納税通知書及び領収書の写し等） 3. 土地の譲渡に要した経費を証する書類（売買契約書の写し、領収書の写し等） 4. 新築建物の建築確認済書の写し

※添付書類について、その他の申請に際して原本を提出する場合は写しでもよいこととする。

様式第 14 号（要綱第 16 条関係）

完了実績報告書

対象事業の概要（新築建物の概要）

1 新築建物の名称					
2 規模等	敷地※ 面積		m <sup>2</sup>	構造	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨造・軽量鉄骨造・ その他（ ）
	延床 面積		m <sup>2</sup>		耐火構造・ その他（ ）
					地下 階 地上 階建
3 用途及び専有面積 （複合施設の場合は 全て記載）	用途		専有面積		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
			m <sup>2</sup>		
			延床面積に占める、商業施設、事務所又はホテル等の割合 %		
4 工事期間	着工	令和 年 月 日	竣工	令和 年 月 日	
5 高齢者・障害者等の 利便性等への配慮	出入口	幅 m、スロープ設置等、その他（ ）			
	設備	多機能トイレ、エレベーター、 その他（ ）			
6 外観等の 地域の景観への配慮	計画等名				
	内容				
7 電気設備等の 浸水対策	配置	地上 m、浸水の恐れ[なし / あり（浸水防止が必要）]			
	浸水防止	止水版、水密扉、電動ポンプ、 その他（ ）			
8 駐車場の敷地外の 立体駐車場への隔地	台数等	台/整備しない			
		隔地する立体駐車場（ ）			

※浸水対策については、熊本市洪水ハザードマップにより浸水想定高さを確認すること。

拡充要件との適合【スポンジ化対策】

敷地の住所	
敷地の面積	m <sup>2</sup>
現在の用途	

拡充要件との適合【防災機能強化】

新築建物の敷地面積 【A】	m <sup>2</sup>
統合・共同化前の最大の敷地面積 【B】	m <sup>2</sup>
その他の敷地面積 【A-B】	m <sup>2</sup>
拡大率 【(A-B) / B】	%
新築建物の建築面積 【C】	m <sup>2</sup>
新築建物の建蔽率 【C/A】	%

※統合する前の最大敷地面積とその他の敷地面積がわかるよう、図面と公図を着色等すること。





補助対象事業指定申請に係る同意書

熊本市長

申請者（各事業の代表者）

住 所

事業者名

代表者職氏名

印

下記の補助金に関する申請について、異議がないので同意します。

記

補助金の種類	<input type="checkbox"/> 建築（通常・スポンジ化対策・防災機能強化） <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 統合
工事場所	
添付書類	印鑑証明書

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印



暴力団の排除に関する誓約書兼同意書

熊本市長

熊本市暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取り消し及び返還請求を受けても異議を申し立てないことを誓約します。

また、当該事実の確認のため、別紙の役員名簿に記載の個人情報に基づき、熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、同意します。

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印